



## お取引先様 各位

### 『土壤汚染対策法の一部を改正する法律』の第二段階施行について ～土壤汚染状況調査の対象範囲に関し、一部規制強化されます～

皆様におかれましては、ますますご発展のこととお喜び申し上げます。  
日頃は格別のご愛顧を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

『土壤汚染対策法の一部を改正する法律』(2017年5月19日公布済み)が、2019年4月1日に第二段階施行されます。  
今回は、改正省令の公布前ですが、改正の概要および施行における留意点をご紹介します。

#### 法律の概要

- |  |               |
|--|---------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大</li><li>2. 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等</li><li>3. リスクに応じた規制の合理化</li><li>4. その他(土地の形質変更の届出・調査手続きの簡素化他).....2018年4月1日施行済み</li></ol> | } 2019年4月1日施行 |
|--|---------------|

上記各項のうち、お客様が事業展開される際に最も影響があると思われる第1項について、説明いたします。

#### 【規制対象が拡大される土地】

- ①有害物質使用特定施設を廃止し、土地汚染状況調査が一時的に免除されている土地
- ②有害物質使用特定施設として操業している土地  
【要件の拡大】形質変更される土地の対象(面積) 3,000m<sup>2</sup> ⇒ **900m<sup>2</sup>**に縮小  
(盛土+掘削:水平投影面積 ※一部でも50cm以上の掘削行為があれば対象)  
※ ①②以外の土地については、従来どおり 3,000m<sup>2</sup>

#### 規制強化のねらいと背景

(ねらい) 土地の形質変更に伴い、汚染土壌の飛散流出や地下水汚染の発生、拡散を抑制する。

(背景) ~以下、環境省主催：H29年度 土壤汚染対策技術セミナー資料より引用~

- 有害物質使用特定施設の廃止時には、土壤汚染状況調査が義務付けられているが、一定の要件を満たした土地(全体の約7~8割)は調査が猶予されている。
- 有害物質使用特定施設の設置されている事業場は、当該施設で使用等されていた物質による汚染が存在する可能性が高く、約5割で基準不適合土壌の存在が確認されている。

土壤汚染対策法は、土地の改変時の条件に応じ留意すべき点が多くあり、事業判断の重要な要素が含まれます。  
お取引先様各位におかれましては、企業コンプライアンスの観点から『土壤汚染対策法』の対応に関し、事業計画の初期段階より弊社へ相談していただくと幸いに存じます。

- 以上 -

—安心と満足をデザインする—  
総合建設コンサルタント・一級建築士事務所

 **株式会社 シアテック**

ISO9001認証: MSA-QS-706  
<http://www.ciatec.co.jp>

担当：本社営業部

TEL：0897-37-5921

FAX：0897-32-5979

E-mail：cti@ciatec.co.jp

## 【『土壌汚染対策法の一部を改正する法律』について用語等の補足説明】

### 有害物質使用特定施設とは？

『水質汚濁防止法 第2条第2項』に規定する特定施設であって、

**特定有害物質を使用・製造又は処理する施設**のことを言う。

### 特定有害物質とは？

『土壌汚染対策法 第2条』に定める**全26物質**（下表のとおり）

- ・ 第1種特定有害物質（揮発性有機化合物）—— 12物質
- ・ 第2種特定有害物質（重金属等）—— 9物質
- ・ 第3種特定有害物質（農薬、PCB等）—— 5物質

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/ℓ)	土壌含有量基準 (mg/kg)	備 考
第1種特定有害物質	四塩化炭素	0.002以下	—	
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	2014年8月1日付け公布され、同日から施行 基準値:0.02 → 0.1に変更
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	シス-1,2-ジクロロエチレンから 1,2-ジクロロエチレン(シス体とトランス体の和)に改正 【2019年4月1日 施行】
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	
	ジクロロメタン	0.02以下	—	
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	
	トリクロロエチレン	0.03以下	—	
	ベンゼン	0.01以下	—	
	クロロエチレン	0.02以下	—	2017年4月1日から追加
第2種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下	
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下	
	シアン化合物	検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)	
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15以下	
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下	
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下	
第3種特定有害物質	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下	
	シマジン	0.003以下	—	
	チオベンカルブ	0.02以下	—	
	チウラム	0.006以下	—	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	
有機りん化合物	検出されないこと	—		